

## 令和4年度市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

令和4年度(令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に得た収入)の市・県民税から適用される主な改正点についてお知らせします。

### 掲載項目

- 住宅ローン控除の特例の延長等
- セルフメディケーション税制の見直し
- 退職所得課税の見直し
- 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る申告手続きの簡素化

### 住宅ローン控除の特例の延長等

控除期間13年の特例期限が延長され、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得1,000万円以下の者について面積要件が50㎡から40㎡に緩和されました。

住宅ローン控除の見直しについて(令和3年度改正)

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
<b>【改正後】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長</b>	(10月1日) 税率引上げ (10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などはR2年12月 からR3年11月末まで	R4年末までの入居  控除期間 13年  面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡~50㎡は所得1,000万円以下
<b>コロナ特例</b> ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居  控除期間 13年	
<b>消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置</b> ※控除期間13年間		R2年末までの入居  控除期間 13年		面積要件 ⇒ 50㎡以上
<b>住宅ローン控除</b> ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居~		R3年末までの入居	控除期間 10年

《財務省ホームページから引用》

## セルフメディケーション税制の見直し

適用期間が5年間延長され、令和5年度から令和9年度の市・県民税についても適用されます。(令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に支払ったスイッチOTC医薬品の金額についても適用)

また、取組関係書類の申告書提出時の添付は不要となり、セルフメディケーション税制の明細書の添付のみ必要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、取組関係書類の提示または提出を求めることがありますので、5年間は自宅で保管しておく必要があります。

## 退職所得課税の見直し

令和4年1月1日以降に支払われる勤務年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える部分について2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとなりました。

改正前： $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

改正後： $150 \text{万円} + \{\text{収入金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$

## 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る申告手続きの簡素化

所得税と異なる課税方式を選択し、市・県民税においては、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等(市・県民税が源泉徴収されたものに限る。)に係る所得の全部について申告不要とするケースでは、原則確定申告書を提出するのみで「申告不要」の手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されました。